

地方創生に向けた文部科学施策集

自由民主党文部科学部会

目次

①学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）、地域学校協働活動の推進	3 頁
②地域との協働による高等学校教育改革の推進	4 頁
③科学技術イノベーションによる地域活性化	4 頁
④beyond2020 ～2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した取組	5 頁
⑤教育の無償化	6 頁
⑥出口一体型地方創生人材養成システム構築事業	7 頁
⑦社会教育の振興による地域の活性化	8 頁
⑧学校を核とした地域力強化プラン	8 頁
⑨公立学校施設の整備・活用	9 頁
⑩新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築 （「チーム学校」の実現）	9 頁
⑪新しい時代に求められる資質・能力の育成のための支援の充実	10 頁
⑫学力向上のための環境整備	11 頁
⑬学校安全の推進	13 頁
⑭学校における食育の推進	13 頁
⑮生徒指導上の課題への対応	14 頁
⑯児童虐待防止に向けた家庭教育支援	14 頁
⑰日本語教育の充実	15 頁
⑱障害のある子供の切れ目ない支援体制構築	16 頁
⑲学校の適正規模・適正配置	16 頁
⑳小中一貫教育の推進	17 頁
㉑トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【地域人材コース、高校生コース】の推進	17 頁
㉒専修学校等の振興	18 頁
㉓第 3 期教育振興基本計画を踏まえた教育政策の推進	19 頁
㉔総合教育会議を通じた連携の推進	19 頁
㉕大学入学者選抜改革	20 頁
㉖「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築	20 頁
㉗地方大学・地域産業創生交付金事業	20 頁
㉘専門職大学等での地域産業を担う人材の育成	21 頁
㉙高等学校における産業教育の振興と地域人材の育成	21 頁
㉚高校中途退学の未然防止と高校中退者等に対する学習支援	21 頁

③①産学官連携による科学技術イノベーション・システムの構築	23頁
③②科学技術を活用した地域の防災力向上の推進	23頁
③③気候変動適応策の推進	23頁
③④未来を創る次世代科学技術イノベーション人材の重点的育成	24頁
③⑤ホストタウン	25頁
③⑥オリンピック・パラリンピック教育	25頁
③⑦スポーツ資源を核とした地方創生	25頁
③⑧文化財を活かしたまちづくり	27頁
③⑨日本博をはじめとする文化プログラム	27頁
③⑩文化資源を中核とする観光拠点づくりや文化芸術活動の拠点づくり	27頁

①学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）、地域学校協働活動の推進

「地域とともにある学校」の実現に向けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、地域学校協働活動と一体的に推進することで、学びを通じて子供たちが地域に愛着を持ち、地域課題解決のために何ができるのかを考えるようになる。また、子供たちの教育に当事者として保護者や地域住民等がかかわることで、地域の教育力の向上のみならず、世代間の交流、地域活性化を通じて、子育て世代が住みやすいまちづくりや、共助の力や地域の絆の深まりによる持続可能な地域社会の実現にもつながる。

なお、学校運営協議会委員は非常勤の特別職公務員として教育委員会から任命され、規則により守秘義務等を課すことが可能となるため、子供や家庭の個別の課題を含む幅広い情報の共有や議論をすることができる。

《参考》

- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入校数：5,432校／36,975校（14.7%）

※平成30年4月1日時点

※目標：2022年度 全公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

- ・地域学校協働本部 8,567本部（整備校14,194校／28,650校（49.5%）※平成30年5月1日時点

※目標：2022年度 全公立小・中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す。

- 地域と学校の連携・協働体制構築事業 令和2年度概算要求額8,300百万円 1/3国庫補助
(申請主体：都道府県、政令市、中核市 事業実施主体：都道府県、政令市、中核市、市区町村)
地域と学校の連携・協働体制を構築するために、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。
- 学校運営協議会と地域学校協働本部の設置・拡充に向けた調査研究事業
令和2年度概算要求額4百万円 委託（事業実施主体：都道府県教育委員会、市区町村教育委員会）
特別支援学校や高等学校等これまで学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の設置が少なかった学校種等について効果的な運営方法・推進方策等に関する調査研究を行い、全国への普及を図る。
- 学校運営協議会の委員報酬や会議費等について、所要の地方財政措置が講じられているところ

(詳細資料 URL)

- ・学校と地域でつくる学びの未来

学び未来	検索
------	----

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>

【担当】文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 TEL:03-6734-3284

②地域との協働による高等学校教育改革の推進

高等学校が市町村、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取り組みを推進。

高等学校段階で地域の産業や文化等への理解を深めることは、その後の地元定着やUターン等にも資することから、地域人材の確保等を通じた地方創生につながる。

《参考》

- ・地域との協働による高等学校教育改革推進事業 令和2年度概算要求額:577百万円
(採択件数(令和2年度))合計100件程度
プロフェッショナル型:専門学科中心22件程度(うち令和2年度新規指定12件程度)
地域魅力化型:普通科中心40件程度(うち令和2年度新規指定20件程度)
グローバル型:全学科対象40件程度(うち令和2年度新規指定20件程度)
(申請・実施主体:国公立私立高校(高校と地域の関係機関で組織する実行委員会による申請も可))

(詳細資料 URL)

地域との協働による高等学校教育改革

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm

【担当】文部科学省 初等中等教育局 参事官(高等学校担当) TEL:03-6734-3482

③科学技術イノベーションによる地域活性化

近年、技術の発展と社会の変化が複雑な状況下において、科学技術イノベーションを不可欠な起爆剤として利活用することで地方創生を実現し得ると考えられる。このため、大学と自治体が密に連携しながら、地域が有する特徴ある資源を核として事業化を目指す地域の取組を支援している(地域イノベーション・エコシステム形成プログラム)。また、自治体が抱える社会課題を大学等の科学技術イノベーションにより解決することを目指した事業も今年度より新たに開始したところ(科学技術イノベーションによる地域社会課題解決(DSIGN-i))。これらの事業の活用により、地域における新産業創出や社会変革につながる。

《参考》

- ・地域イノベーション・エコシステム形成プログラム 令和2年度概算要求額:3,836百万円
申請主体:大学等(国公立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人、国立研究開発法人等の研究を業務とする機関)と都道府県又は政令指定都市が連名で申請
事業実施主体:大学等及び都道府県又は政令指定都市が指定する機関(産業振興財団等)
支援規模:1.7億円程度/機関・年(継続21機関)

(詳細資料 URL)

地域イノベーション・エコシステム形成プログラム

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/1367366.htm

- ・科学技術イノベーションによる地域社会課題解決(DSIGN-i) 令和2年度概算要求額:200百万円
申請主体・事業実施主体:地方公共団体(都道府県、市町村等)又は地方公共団体と大学等の連名

(詳細資料 URL)

DESIGN-i

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/design-i/index.htm

【担当】文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 TEL:03-6734-4195

④**beyond2020 ～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した取組**

内閣官房オリパラ事務局においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会ビジョンの基本コンセプトの一つに「全員が自己ベスト」が掲げられていることを踏まえ、文部科学省その他の関係省庁と連携し、健康面等で自己ベストを目指す個々人の取組を支援するために、企業・自治体・学校等が実施する一定の事業・活動を認証する「beyond2020 マイベストプログラム」を推進している。平成30年12月末に本プログラムを創設し、令和元年8月末時点で28件を認証しているが、より多くの自治体や教育委員会が活用することにより、個人の主体的な健康増進の取組や子供の体力の向上が促進される。

また、2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化活動・事業を「beyond2020 プログラム」として認証している。同プログラムを全国に広げるため、内閣官房オリパラ事務局等の関係府省庁に加え、地方公共団体関連の認証組織を大幅に増やすことで、地方公共団体を通じた普及も図っている。引き続き、「beyond2020 プログラム」等を活用しながら、日本全国津々浦々で実施される文化プログラムを通じて日本の魅力を発信していく。

《参考》

・beyond2020 マイベストプログラム

(申請主体、事業実施主体：企業・都道府県又は市町村・学校（私学を含む）等)

(詳細資料 URL) [beyond2020 マイベストプログラム](#) [検索](#)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond_mybest/index.html

【担当】内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局 TEL: 03-3581-0179

・beyond2020 プログラム

(申請主体、事業実施主体：企業・都道府県又は市町村・任意団体 等)

(詳細資料 URL) [beyond2020 プログラム](#) [検索](#)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/

【担当】内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局 TEL: 03-3581-0179

⑤教育の無償化

家庭の経済事情に関わらず、子供たちの誰もが、自らの意欲と努力によって明るい未来をつかみとることができるよう、幼児期から高等教育まで切れ目ない教育費負担軽減を図る。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（2019年6月21日閣議決定）等を踏まえ、3歳から5歳までの幼児教育の無償化、授業料減免や給付型奨学金の拡充による真に経済的支援が必要な子供たちへの高等教育の修学支援、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化などが着実に実施されるよう推進していく。

また、地域産業の担い手となる学生等の地方企業への就職・地方定着を促すことを目的として、内閣官房、総務省と連携し、日本学生支援機構などの奨学金返還支援の仕組みを整備。地方公共団体は、特別交付金措置や民間資金を活用した基金を造成するなどして、奨学金の返還を支援。

【担当（全般について）】文部科学省 総合教育政策局 教育改革・国際課 TEL：03-6734-3095

《参考》

・幼児教育の無償化（2019年10月から実施）

-3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立特別支援学校幼稚部は0.04万円）まで無償化

※幼稚園については、満3歳から無償化

-保育の必要性のある子供については、幼稚園の預かり保育等も無償化

※利用実態に応じて、月額上限1.13万円までの範囲で無償化

※消費税引き上げによる財源を活用。第198回国会において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立。

（詳細資料 URL）

幼児教育の無償化

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1412261.htm

【担当】文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 TEL：03-6734-3136

・高等教育の修学支援新制度（令和2年4月から実施）

-大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（大学等）について、「大学等における修学の支援に関する法律」の成立を受け、真に支援が必要な低所得者世帯の子供を対象とした、高等教育の修学支援新制度を開始

1. 住民税非課税世帯（年収270万円未満世帯）

①授業料の減免：

・国公立の上限額
（授業料）

大学約54万円 短期大学約39万円 高等専門学校約23万円 専門学校約17万円

（入学金）

大学約28万円 短期大学約17万円 高等専門学校約8万円 専門学校約7万円

・私立の上限額

（授業料）

大学約70万円 短期大学約62万円 高等専門学校約70万円 専門学校約59万円

（入学金）

大学約26万円 短期大学約25万円 高等専門学校約13万円 専門学校約16万円

②給付型奨学金：

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

・国公立大学等：自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円

・私立大学等：自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円

※他の学校種についても、国立は標準額までを減免、私立は上限額を設定

2. 支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯についても、年収 300 万円未満世帯については非課税世帯の 2/3、年収 300～380 万円未満世帯については 1/3 の額を支援

-支援対象について要件を設定し、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や、進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う

※消費税引上げによる財源を活用。第 198 回国会において「大学等における修学の支援に関する法律」が成立。

※目安年収は家族構成により異なる。

※現在、大学等からの申請を受けて新制度の対象機関の審査を進めており、9 月 20 日頃に公表予定。また、令和 2 年度に大学等に進学予定の高校 3 年生について高等学校からの推薦を受け、内容の確認・審査を進めているほか、11 月頃には、今年度時点で既に大学等に在学している学生を対象とした、申込受付を開始予定（なお、進学前年度に予約申込みができなかった場合は、進学後に申し込みを行うことも可能）。

(詳細資料 URL) [高等教育の修学支援新制度](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

【担当】文部科学省 高等教育局 学生・留学生課高等教育修学支援準備室 TEL: 03-6734-3050

・私立高等学校の授業料の実質無償化（令和 2 年 4 月から実施）

-年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現（高等学校等就学支援金の拡充）

※就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料の水準（約 40 万円）を勘案した額まで引き上げることを想定

(詳細資料 URL) [高校生等への修学支援](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

【担当】文部科学省 初等中等教育局 修学支援 PT TEL: 03-6734-3578

・地方公共団体における奨学金返還支援

-32 府県 300 以上の市町村において実施

(詳細資料 URL) [「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の推進](#) [検索](#)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/shougakukin/index.html>

【担当】内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 TEL: 03-5253-2111

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 TEL: 03-6734-3051

⑥出口一体型地方創生人材養成システム構築事業

地域の知の拠点としての大学が、多様な年齢層の多様なニーズを持った学生への対応や地方の労働力不足の解消等を目的として、「知(地)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の成果である産官学の連携体制等を活用し、企業や地域のニーズを踏まえた、いわゆる就職氷河期世代も含めた幅広い年齢層を主な対象とした出口一体型の実践的な人材養成プログラム¹を開発・実施することにより、人材養成機関としての機能を強化するとともに、地方創生を推進する。

《参考》

・出口一体型地方創生人材養成システム構築事業

令和 2 年度概算要求額：2,520 百万円（補助対象者：大学）

【担当】文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 TEL: 03-6734-3286

¹ プログラム受講から出口（就職、就農、事業承継、パラレルキャリア等）までのマッチングを含む取組。

⑦社会教育の振興による地域の活性化

社会教育は、主に公民館、図書館、博物館等の社会教育施設において、地域住民の多様な学習ニーズに応えるとともに、相互学習を通じて住民同士のつながりの強化に寄与し、地域コミュニティの基盤となる。また、防災や健康づくり、子育て等の地域課題に係るテーマに取り組むなど、まちづくりや福祉、観光といった他の行政分野とも連携し、地域社会の発展に貢献している例もみられる。なお、教育委員会が所管する社会教育施設について、地方公共団体の判断により、首長部局の所管を可能とする制度改正が検討されている。

《参考》

- ・公立公民館 14,167 館 ※平成 27 年 10 月 1 日時点
- ・公立図書館 3,308 館 ※同上
- ・公立博物館 4,293 館 ※同上

(社会教育費・社会教育施設費として、所要の地方財政措置が講じられているところ)

(詳細資料 URL)

- ・中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」

中教審答申 社会教育の振興方策 **検索**

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412080.htm

- ・第9次地方分権一括法案(平成31年3月8日閣議決定)

第9次分権一括法案 **検索**

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

【担当】文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 TEL: 03-6734-2977

⑧学校を核とした地域力強化プラン

各地域において、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域の教育力を向上し、一億総活躍社会と地方創生の実現を図るため、以下のような学校を核として地域の特色を生かした事業を展開する。

《参考》

- ・地域と学校の連携・協働体制構築事業(再掲)

令和2年度概算要求額: 8,300 百万円(補助対象者: 都道府県、市町村)

【担当】文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 TEL: 03-6734-3260

- ・地域における家庭教育支援基盤構築事業

令和2年度概算要求額: 128 百万円(補助対象者: 都道府県、市町村)

【担当】文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 TEL: 03-6734-3467

- ・地域ぐるみの学校安全体制構築推進事業

令和2年度概算要求額: 420 百万円(補助対象者: 都道府県、市町村)

【担当】文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 TEL: 03-6734-2695

- ・地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

令和2年度概算要求額: 57 百万円(補助対象者: 都道府県、市町村)

【担当】文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 TEL: 03-6734-3466

- ・健全育成のための体験活動推進事業

令和2年度概算要求額: 129 百万円(補助対象者: 都道府県、市町村)

【担当】文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 TEL: 03-6734-4728

- ・地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

令和2年度概算要求額: 8 百万円(補助対象者: 都道府県、市町村)

【担当】文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 TEL: 03-6734-4728

- ・地域と連携した学校保健推進事業

令和2年度概算要求額: 8 百万円(補助対象者: 都道府県、市町村)

【担当】文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 TEL: 03-6734-2918

⑨公立学校施設の整備・活用

地方公共団体が保有する公共施設の多くは学校施設である。公共施設の維持管理に対する現在及び将来の自治体負担を軽減するために、公立学校の施設整備は計画的・効率的に行う必要がある。そのため、地方公共団体において現状その策定率が7%（全公立学校管理者1,786のうち122が策定済。目標値：令和2年度までに100%）に留まっている個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の早期策定に取り組んでいただく必要がある。またその中で、従来型の整備手法からの転換（建て替えから長寿命化改修）や、他の学校や、地域コミュニティ拠点としての公共施設との複合化等の可能性も視野に入れることも一案。

また、学校施設は、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、防災部局と教育委員会等が連携し、各地域の実情を踏まえつつ、学校施設の防災機能の強化を図ることが重要である。

さらに、学校統合等により廃校となった施設については、地方公共団体にとって貴重な財産であり廃校後も地域コミュニティの拠点ともなり得ることから、有効活用に積極的に取り組むことは極めて有益である。

《参考》

- 公立学校施設の整備 令和2年度概算要求額：2,323億円
※防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）は予算編成過程で検討

（詳細資料 URL）

公立学校の老朽化対策	検索	: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433.htm
防災への取組	検索	: http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/main4_a12.htm
みんなの廃校プロジェクト	検索	: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

【担当】文部科学省 文教施設企画・防災部 施設助成課 TEL：03-6734-2000

⑩新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築 （「チーム学校」の実現）

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化等を一体的に推進する。

《参考》

- ◆義務教育費国庫負担金（教職員定数の改善増：4,235人）
令和2年度概算要求額1兆5,197億円
【担当】文部科学省 初等中等教育局財務課 TEL：03-6734-2038
- ◆専門スタッフ・外部人材の拡充
 - ・スクールカウンセラーの配置充実 令和2年度概算要求額51億円
（補助率：1/3、補助事業者：都道府県・指定都市）
 - ・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置（27,500校）
 - ・いじめ・不登校対策のための重点配置（500校）
 - ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
 - ・虐待対策のための重点配置（1,000校）
 - ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
 - ・スーパーバイザーの配置（67人）等

【担当】文部科学省 初等中等教育局児童生徒課 TEL：03-6734-3299

- ・スクールソーシャルワーカーの配置 令和2年度概算要求額 19 億円
(補助率：1/3、補助事業者：都道府県・指定都市・中核市)
- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置 (10,000 中学校区)
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置 (500 校)
- ・貧困対策のための重点配置 (1,400 校)
- ・虐待対策のための重点配置 (1,000 校)
- ・教育支援センターの機能強化 (250 箇所)
- ・スーパーバイザーの配置 (67 人) 等
【担当】文部科学省 初等中等教育局児童生徒課 TEL：03-6734-3299
- ・学力向上を目的とした学校教育活動支援 令和2年度概算要求額 37 億円
児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援 (9,100 人)。
- ・想定人材：当該分野に知見のある人材 (退職教職員や教員志望の大学生など)
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・指定都市 2/3
【担当】文部科学省 初等中等教育局財務課 TEL：03-6734-3704
- ・スクール・サポート・スタッフの配置 令和2年度概算要求額 22 億円
教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援 (5,400 人)。
- ・想定人材：地域の人材 (卒業生の保護者など)
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・指定都市 2/3
【担当】文部科学省 初等中等教育局財務課 TEL：03-6734-3704
- ・中学校における部活動指導員の配置 令和2年度概算要求額 15 億円
適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援 (12,000 人)。
- ・想定人材：指導する運動部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
- ・実施主体：学校設置者
- ・負担割合：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 (指定都市にあつては国 1/3、指定都市 2/3)
【担当】文部科学省 初等中等教育局財務課 TEL：03-6734-3704
- ・看護師・外部専門家の配置 (切れ目のない支援体制整備充実事業の内数) 令和2年度概算要求額 19 億円
医療的ケアが必要な児童生徒のための看護師や特別支援学校の専門性を向上するための外部専門家 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等) の配置 (3,382 人)。
(補助率：1/3、補助事業者：都道府県・市区町村・学校法人)
【担当】文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 TEL：03-6734-3192

⑪新しい時代に求められる資質・能力の育成のための支援の充実

「人生100年時代」や「Society5.0」が到来する中で、子供たちが未来社会を切り拓くことができるようになるためには、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を確実に育成していくことが求められる。このため、新学習指導要領を踏まえた情報教育の強化や、高等学校教育改革の推進、道德教育の充実等、新しい時代に求められる資質・能力を育成するための支援を充実していくことが重要である。

《参考》

- ・小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業 令和2年度概算要求額 209 百万円
【担当】文部科学省 初等中等教育局情報教育・外国語教育課 TEL：03-6734-2090
- ・地域との協働による高等学校教育改革推進事業《再掲》 令和2年度概算要求額 577 百万円
【担当】文部科学省 初等中等教育局参事官 (高等学校担当) TEL：03-6734-3300

- ・WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 令和2年度概算要求額 250 百万円
【担当】文部科学省 初等中等教育局参事官(高等学校担当) TEL: 03-6734-3300
- ・道徳教育の抜本的改善・充実 令和2年度概算要求額 4,438 百万円
【担当】文部科学省 初等中等教育局教育課程課 TEL: 03-6734-2903

⑫学力向上のための環境整備

子供たちが未来社会を切り拓くために必要な学力を育成するためには、学校の ICT 環境整備、学校図書館予算の充実、教材の整備等の教育環境の整備を図ることが重要である。

・学校の ICT 環境整備

学校の ICT 環境の整備状況については、全国的に整備が進んでいないことに加え、地域間で大きく差がある現状。積極的に ICT を活用した教育を実践することにより、子育て世代の転入が増加し、地域の活性化にもつながる事例がある(長野県喬木村、大阪府箕面市など)。

学校の ICT 環境整備に必要な経費については、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画(2018~2022 年度)」に基づき、単年度 1,805 億円の地方財政措置が講じられている。また、文部科学省では、令和2年度新規概算要求として、学校内全ての教室まで高速かつ大容量のネットワークの整備を推進するため予算を要求している。

《参考》

- ・GIGA スクールネットワーク構想の実現 令和2年度概算要求額: 37,473 百万円(新規)
(対象: 地方公共団体、国立大学法人、学校法人等)

◆学校の ICT 環境整備状況(公立) ※平成31年3月1日現在(速報値)

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 11,672,981人/2,168,366台(5.4人/台)

※目標: 2020年度 3クラスに1クラス分程度

普通教室の無線LAN整備率 190,395教室/467,279教室(40.7%)

※目標: 2020年度 100%

超高速インターネット接続率(30Mbps以上) 31,180校/33,383校(93.4%)

※目標: 2022年度 100%

◆学校の ICT 環境の地方間格差の例(公立) ※平成31年3月1日現在

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数

佐賀県: 88,405人/48,185台(1.8人/台)、愛知県: 752,979人/99,914台(7.5人/台)

普通教室の無線LAN整備率

静岡県: 10,111教室/13,743教室(73.6%)、新潟県: 1,248教室/9,359教室(13.3%)

超高速インターネット接続率(30Mbps以上)

富山県: 323校/323校(100%)、大阪府: 1,657校/1,657校(100%)、兵庫県: 1,292校/1,292校(100%)、山梨県: 207校/294校(70.4%)

(詳細資料 URL)

- ・教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画(2018~2022 年度)

[ICT 化環境整備 5 か年計画](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1402835.htm

- ・平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

[教育の情報化 実態調査](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420641.htm

- ・全国 ICT 首長協議会発行『首長向けパンフレット』 [全国 ICT 首長協議会](#) [検索](#)

https://ictmayors.jp/files/pamphlet/pamphlet_kubicho.pdf

・学校図書館予算の充実

学校図書館は、地域との連携も図りつつ、学校教育において読書を通じた豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基盤となる重要な機能を有している。読書が好きな児童生徒の方が、全国学力・学習状況調査における正答率が高い傾向にある。地方公共団体においては、文部科学省が策定した平成 29 年度から平成 33 年度までの「学校図書館図書整備等 5 か年計画」に伴い講じられている地方財政措置も活用し、学校図書館の充実を図っていただくことが必要である。

《参考》

- ・学校図書館図書標準^{*}の達成校の割合（公立）
 - 小学校 13,023/19,604（66.4%）
 - 中学校 5,210/9,427（55.3%） ※平成 27 年度末時点
- ・学校図書館への新聞配備率（公立）
 - 小学校 8,061/19,604（41.1%）
 - 中学校 3,557/9,427（37.7%）
 - 高校 3,194/3,509（91.0%） ※同上
- ・学校司書を配置する学校の割合（公立）
 - 小学校 11,644/19,647（59.3%）
 - 中学校 5,408/9,442（57.3%） ※平成 28 年 4 月 1 日時点

（「学校図書館図書整備等 5 か年計画」に伴い、所要の地方財政措置が講じられているところ）

※公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成 5 年 3 月に定めたもの
（詳細資料 URL）

- ・ [学校図書館](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/index.htm) [検索](#) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/index.htm
- ・ [学校図書館 5 か年計画](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/22/1360321_4.pdf) [検索](#)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/22/1360321_4.pdf

【担当】 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 TEL: 03-6734-2093

・教材整備

教材は、子供たちの教育効果を高め、児童生徒の学習理解を助ける上で極めて重要であり、新学習指導要領の着実な実施に向けて、今後改訂する教材整備指針に基づき、学校における教材整備を図っていただくことが必要である。

教材整備に当たっては、教材整備指針に例示される学校教材が安定的かつ計画的に整備されるよう、「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、これに基づき 2012 年度からの 10 か年で総額約 8,000 億円の地方財政措置が講じられている。

《参考》

- ◆義務教育諸学校における教材整備計画（10 か年：2012 年度～2021 年度）

総額約 8,000 億円（単年度約 800 億円）

小学校：約 500 億円、中学校：約 260 億円、特別支援学校：約 40 億円

（実施主体）教育委員会

（詳細資料 URL） [教材整備計画](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm

【担当】 文部科学省 初等中等教育局 財務課 TEL: 03-6734-2923

⑬学校安全の推進

自然災害や不審者対応、テロ等国民保護に関する事案やSNSを通じた事案等の新たな危機事象への対応、さらには昨今、未就学児が園外活動中に死傷する交通事故や登下校中の生徒が殺傷される事件が連続して発生するなど、学校における子供の安全の確保が喫緊の課題。学校が防災担当部局や警察をはじめとする関係部局と連携し、地域における登下校を含む学校の安全管理体制を充実することにより、次世代を担う子供達が学校や家庭、地域で安心・安全に生活できる環境整備を推進する。また、スクールガード・リーダーの大幅増員により、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めるなど、警察・地域とも連携しながら学校安全体制の強化を図る。

《参考》

- ・学校安全推進事業 令和2年度概算要求額:333百万円
(申請主体:都道府県・指定都市教育委員会、実施主体:都道府県・市町村教育委員会)
※申請・実施主体は上記のとおりだが、私学・国立も取組への参加は可能
- ・国公立学校における見守り活動等の強化 令和2年度概算要求額:1,000百万円
 - ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 令和2年度概算要求額:420百万円
(申請主体:都道府県・市町村 事業実施主体:都道府県・市町村 補助率:都道府県、市町村各1/3、市町村直接実施の場合2/3負担)
※申請・実施主体は上記のとおりだが、私学・国立も取組への参加は可能
 - ・私立高等学校等経常費助成費等補助(児童生徒等の安全確保に関する学校支援経費)
令和2年度概算要求額:500百万円
(申請主体:都道府県 事業実施主体:学校法人 補助率:都道府県補助の1/2以内)
 - ・国立大学法人運営費交付金 令和2年度概算要求額:103百万円(運営費交付金の内数)
(実施主体:国立大学法人)
- ・通学路の安全点検を実施した学校の割合 42,077校/48,497校(86.8%) ※平成27年度実績
- ・協力要請や情報交換を行うための会議を開催する等の連携を図っている学校の割合
42,349校/48,497校(87.3%) ※平成27年度実績
- ・学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防災担当部局、地域住民等との間にあるあらかじめ連携体制が図られている学校の割合 30,784校/48,497校(63.5%) ※平成27年度実績

(詳細資料 URL)

文部科学省×学校安全	検索
------------	----

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

【担当】文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 TEL: 03-6734-2966

⑭学校における食育の推進

国の食育推進基本計画においては、学校給食における地場産物・国産食材の活用率について目標値が定められている。目標達成に向け、各地方公共団体においても都道府県食育推進基本計画又は市町村食育推進基本計画に地場産物・国産食材の活用について位置付け、農水部局とも連携した計画的な取組をしていただくことが重要である。

また、学校における食育において重要な役割を担う栄養教諭の配置促進については、都道府県間で配置状況に差があるため、任命権者である都道府県教育委員会に対して働きかけ、学校栄養職員から栄養教諭への任用換えを着実に進めていただくことで、学校における食育の更なる推進が強く期待される。

《参考》

- ・学校給食における地場産物を活用する割合(食品数ベース)
26.9%(H26:策定時の値)→26.0%(H30:現状値)→30%以上(H32:目標値)
- ・学校給食における国産の食材を使用する割合(食品数ベース)

- 77.3% (H26:策定時の値) →76.0% (H30:現状値) →80%以上 (H32:目標値)
- ・ 栄養教諭の配置数 (公立義務教育諸学校) ※平成30年5月1日現在
 ※この5年間で栄養教諭の比率が47.0%(H25)から62.5%(H30)に増加(+15.5%)。
 6,324名/10,117名 (62.5%:栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の比率)
 - ・ 学校給食・食育総合推進事業 (委託事業) 令和2年度概算要求額:91百万円
え

(申請及び実施主体:国公立大学法人、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、構造改革特別区域法第12条第2項に定める学校設置会社、地方公共団体の農林水産部門、生産・加工・流通の関係団体)

(2) つながる食育推進事業

(申請及び実施主体:国公立大学法人、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、構造改革特別区域法第12条第2項に定める学校設置会社)

(資料詳細 URL) **学校 食育** **検索** http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm

【担当】文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 TEL:03-6734-2095

⑮生徒指導上の課題への対応

いじめによる重大事態や不登校児童生徒数は増加傾向にあり、喫緊の課題である。既に関係部局により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くなどして対応している地方公共団体があるところ、関係部局と連携して次代を担う子供たちが安心して学べるよう指導・支援することが必要である。

《参考》

- ・ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 令和2年度概算要求額:7,492百万円
 (申請主体:都道府県教育委員会・指定都市教育委員会等、事業実施主体:都道府県教育委員会・指定都市教育委員会等)
- ・ いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体の割合 (平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)
 ・ 都道府県・指定都市 67自治体/67自治体 (100%)
 ・ 市町村 (指定都市を除く。) 1,330自治体/1,743自治体 (76.3%)

※目標:設定なし

※「いじめ問題対策連絡協議会」の構成員は、地域の実情に応じて決定するものであるが、例えば都道府県に置く場合、学校(国私立を含む)、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。

(詳細資料 URL)

いじめ防止対策に関する施策 **検索**

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

不登校児童生徒への支援に関する施策 **検索**

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm

【担当】文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 TEL:03-6734-3298

⑯児童虐待防止に向けた家庭教育支援

児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき課題である。児童虐待の発生予防や早期発見のために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、教員OB、家庭教育支援員等の地域の人

材を活用し、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進など家庭教育支援の取組を実施することが必要である。

《参考》

- ・家庭教育支援チーム数 779 チーム ※平成 31 年 3 月 31 日時点
- ・地域における家庭教育支援基盤構築事業（1000 箇所実施）
令和 2 年度概算要求額：128 百万円 1/3 国庫補助（学校を核とした地域力強化プラン内）
（申請主体・事業実施主体：都道府県・指定都市・中核市・市町村）
各地域における①地域人材の養成②家庭教育支援体制の構築③家庭教育を支援する取組に加え、
④支援が届きにくい家庭への早期対応の充実、児童虐待の未然防止・早期発見のための取組の推進
など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援するもの。

（詳細資料 URL）

・子供たちの未来を育む家庭教育 <http://katei.mext.go.jp/index.html>

【担当】文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 TEL:03-6734-3467

⑰日本語教育の充実

・日本語指導が必要な子供の支援

公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、母語の多言語化も進む中、地域の実情に応じた支援体制の構築が必要。特に、教育委員会が行う就学案内や教育相談など教育の支援と、住民基本台帳担当部局や福祉部局が行う生活面の支援とを連携して実施することにより、子供の学びの機会の保障に加え、外国人材の日本社会への円滑な適応と定着、多文化共生社会の実現につながる。

《参考》

- 帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の整備 令和 2 年度概算要求額：764 百万円
- ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業
（申請主体：都道府県・指定都市・中核市、実施主体：都道府県・市町村、補助率：1/3）※申請・実施主体は上記のとおりだが、私学も取組への参加は可能
- ・定住外国人の子供の就学促進事業（申請・実施主体：都道府県・市区町村等、補助率：1/3）※申請・実施主体は上記のとおりであり、校外での就学支援を行うものであるが、私学も取組への参加は可能

（現状）

- ・公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は、10 年間で 1.7 倍に増加
（平成 18 年：26,281 人 → 平成 28 年：43,947 人）

（詳細資料 URL）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

【担当】文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 TEL:03-6734-2035

・生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

外国人を日本社会の一員として受け入れるためには、外国人に対する日本語教育の取組を実施し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地方公共団体の総合的な体制づくり等を行うため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等の活用を検討して

いただきたい。

《参考》

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の推進 令和2年度概算要求額：966 百万円
・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
(申請主体：都道府県・政令指定都市、実施主体：都道府県・市区町村、国際交流協会等、
補助率：1/2)

(詳細資料 URL) [文化庁 日本語教育](#) [検索](#)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/index.html

【担当】文化庁 国語課 TEL：03-6734-2840

・日本語教育機関の質の向上・適正な管理

入学する生徒に対して在留資格「留学」が付与される日本語教育機関は、法務省が告示で定めており、告示にあたっては、基準への適合性を法務省からの照会に基づき文部科学省でソフト面について確認している。法務省と文部科学省で協力しながら、告示をもって定めた後の告示基準への適合性に係る継続的な確認を実施することで、日本語教育機関の教育の質の向上や適正な管理につなげる。

(詳細資料 URL) [外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策](#) [検索](#)

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00066.html

【担当】文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 TEL：03-6734-2015

⑱障害のある子供の切れ目ない支援体制構築

障害により特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援を行うため、教育、福祉・医療・労働等の関係部局や関係機関の連携体制を整備することが必要。当該取組により、地域における障害者の自立と社会参加が促進され、ひいては地域における共生社会の実現につながる。

《参考》

・切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度概算要求額：2,142 百万円の内数(前年度予算額 1,796 百万円の内数) [補助率 1/3]
(補助対象者：都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等))

(資料詳細 URL)

[「令和2年度文部科学省 概算要求主要事項2\(初等中等教育局\)」](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2019/08/29/1420671_07-2.pdf

※上記 URL の 36 ページ目

【担当】文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 TEL：03-6734-3192

⑲学校の適正規模・適正配置

平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を作成し、学校統合に関する留意点、小規模校を存続させる場合の教育の充実方策等について周知してきたところである。市町村におかれては、少子化の中での学習環境の充実の観点から検討に着手いただくとともに、都道府県においても市町村の課題に応じた取組を支援いただきたいと考える。

《参考》

【2018 年度調査】

学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 79%
(課題を認識している 1,359 市町村につき)

※目標：2020 年度 100%

【令和 2 年度概算要求】

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業 28 百万円
(申請主体：市町村教育委員会)

(資料詳細 URL) [適正規模・適正配置等に関する手引き](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tekisei/index.htm

【担当】文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 TEL：03-6734-2007

⑳小中一貫教育の推進

平成 28 年度から義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校が制度化されて以降、義務教育学校は年々増加するなど、全国において様々な小中一貫教育が推進されている。今後も義務教育 9 年間を見通した系統性・連続性のある教育課程を編成・実施することで、いわゆる「中一ギャップ」への対応等を進める小中一貫教育の一層の充実と普及が期待される。

《参考》

義務教育学校 (94 校)、小中一貫型小学校 (579 校)、小中一貫型中学校 (339 校)

※令和元年 5 月 1 日時点

(詳細資料 URL) [小中一貫教育の推進について](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm

【担当】文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 TEL：03-6734-2007

㉑トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【地域人材コース、高校生コース】の推進

社会全体で大学生、高校生等の海外留学の機運醸成を図るため、民間企業・団体からの寄附金により官民協働で運営しているプログラム。地域人材コースにおいては、地域の産学官が主体となって実施する海外留学プログラムを支援しているところ、地方公共団体や地元企業が参画し、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を促進することが重要。高校生コースについても、教育委員会や学校だけでなく、地方公共団体や地元企業にも認知してもらうことが重要。

《参考》

予算額：民間企業・団体からの寄附金により実施

申請主体：大学生、高校生等の個人（所属する教育機関の国公私の別は問わない）

事業実施主体：支援企業、(独) 日本学生支援機構及び文部科学省等により構成

(地域人材コースは地方公共団体、民間企業、大学等による協議会が実施)

支援人数：【地域人材コース】132 人（第 10 期、第 11 期合計）

【高校生コース】800 人（第 5 期）※2019 年 9 月 3 日より第 6 期（800 名支援予定）募集開始

※目標：「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」全体で 2020 年度までに 1 万人を支援

(資料詳細 URL) [トビタテ！留学 JAPAN](#) [検索](#) <https://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

【担当】(地域人材コース) 文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 TEL：03-6734-3360

(高校生コース) 文部科学省 総合教育政策局 教育改革・国際課 TEL：03-6734-3562

②専修学校等の振興

専修学校や各種学校は実践的な職業教育を展開することで、地域の職業人材の輩出に貢献している。専修学校の卒業生は、地元就職傾向が高い。また、海外の留学生の受け入れや社会人の学び直しにも大きな役割を果たしている。加えて、柔軟なカリキュラム編成が可能である特性を生かして、特に高等専修学校では、障害のある生徒及びその可能性がある生徒や、不登校経験者、外国にルーツを持つ生徒など多様な事情を抱えた生徒を受入れ、個に応じた指導を行うなどの学びのセーフティネットとしての取組も行っている。国においては、学校と産業界、地方公共団体等の連携による教育の質の向上や、それに向けた体制整備等を支援している。各地方公共団体においては、地域産業活性化のためにも、専修学校・各種学校の機能が最大限発揮されるよう振興に御協力いただくことが重要である。

《参考》

専修学校に在籍する生徒数：653,132人

うち専門課程（専門学校）：588,315人（18歳人口に占める入学者の割合22.7%）（平成30年度）

うち高等課程（高等専修学校）：36,278人（平成30年度）

専修学校における社会人受講者数：201,041人（平成29年度）

国の支援施策

- ・専修学校における先端技術利活用実証研究（令和2年度概算要求額：535百万円）

専修学校における職業人材の養成機能を強化・充実するため、産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等においてVR²・AR³等の先端技術の活用方策について実証・研究する。

- ・専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト（令和2年度概算要求額：450百万円）

専修学校等に委託して教育内容、教育手法、学校運営といった多面的な視点でリカレント教育実践モデルを開発し、総合的に普及を図ることで専修学校における就職氷河期世代も含めた社会人の学びの充実を図る。

※実施・申請主体：法人格を有する団体

- ・専修学校による地域産業中核的人材養成事業（令和2年度概算要求額：983百万円）

－産学連携体制の整備 6地域

産官学が人材育成協議会を構築することで、各分野・各地域における中長期的な人材育成の在り方を協議し、今後必要となる人材像や能力・技術等を整理、効果的な教育手法を検討する体制を確立する。

※実施・申請主体：法人格を有する団体又は専修学校を設置する地方公共団体

－専修学校における教育プログラム等の開発 約70箇所

- ・Society5.0等の時代に求められる能力について分野ごとに体系的に整理し、その養成に向けたモデルカリキュラムの開発
- ・地方創生に向けて、各地域課題の解決や発展に向けた将来構想を策定し、当該構想の実現に今後必要となる人材に必要な能力の養成に向けたモデルカリキュラムの開発
- ・学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実効的な教育体制（「チーム高等専修学校」）を構築

※実施・申請主体：法人格を有する団体

- ・専修学校グローバル化対応推進支援事業（令和2年度概算要求額：196百万円）

各地域における専修学校と関係機関・団体との連携による留学生受け入れのモデル体制を構築する。

※実施・申請主体：法人格を有する団体

² Virtual Reality（仮想現実）：コンピュータ上に人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術。

³ Augmented Reality（拡張現実）：現実の風景にコンピュータで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張しようとする技術。

・教育基盤（施設・設備）の整備や耐震化等の推進（令和2年度概算要求額：1,383百万円）

※実施・申請主体：私立専修学校

（資料詳細 URL） [専修学校・各種学校教育の振興](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_a1.htm

【担当】文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 TEL：03-6734-2915

②③第3期教育振興基本計画を踏まえた教育政策の推進

各地方公共団体においては、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、総合教育会議の活用等を通じた教育委員会と首長部局との連携を図りながら、各地域の実情に応じ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要である。その際、同計画において設定されている指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータとのクロス集計等による現状把握等により、PDCAサイクルを構築することが期待される。

《参考》

（資料詳細 URL） [第3期教育振興基本計画](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406127.htm

◆各都道府県・政令指定都市・中核市等の策定状況（平成30年3月31日現在）

※目標値：100%

- 都道府県の基本計画策定状況：全47都道府県において策定済み
- 政令指定都市の基本計画策定状況：全20政令指定都市において策定済み
- 中核市の基本計画策定状況：全54中核市において策定済み
- 全国の市区町村教育委員会の策定状況（1718市区町村教育委員会（中核市を含む））

基本計画を策定済み：1394（81.1%）
基本計画を策定していない：324（18.9%）
うち、今後策定予定：56（3.3%）

（参考 URL） [教育振興基本計画 策定状況](#) [検索](#)

http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/doc.htm

【担当】文部科学省 総合教育政策局 政策課 TEL：03-6734-3277

②④総合教育会議を通じた連携の推進

首長は、予算編成や条例提案の権限を有し、教育行政に大きな役割を担っている。教育環境の整備や地域の実情に応じた教育の振興だけでなく、景観・まちづくり行政や観光行政などの総合的な取組が必要とされる分野など、首長と教育委員会が連携して進めることで地方行政全体としてより大きな成果が上がる可能性がある。課題や方向性を共有し、協議・調整を行うための場として、より一層、総合教育会議を活用することが必要である。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びに

これらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込ま

れる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
2～9 (略)

【担当】 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 TEL: 03-6734-4678

②⑤大学入学者選抜改革

グローバル化、情報化の進展や生産年齢人口の急減などの社会構造の変革期において、「学力の3要素」⁴を育成・評価するため、大学入学者選抜において、令和2年度から、記述式問題を含む「大学入学共通テスト」の実施と英語の資格・検定試験の活用を支援する「大学入試英語成績提供システム」の導入を着実に行う。

また、「主体性等」のより適切な評価を推進するための調査書の電子化に向けた環境構築や、数理・データサイエンスでAIを応用できる人材育成のための入試に関する調査研究を実施する。

《参考》

- ・「大学入学共通テスト」等実施事業 令和2年度概算要求額 5,050 百万円
- ・大学入学者選抜改革推進委託事業 令和2年度概算要求額 170 百万円

【担当】 文部科学省 高等教育局 大学振興課 TEL: 03-6734-4902

②⑥「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題となる。そのため、地域の国公私立の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する場を構築することが必要である。このような場を通じ、各高等教育機関と連携いただくことが、ひいては地域の発展にもつながる。

※「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において提言されており、今年度以降プラットフォームにおいて議論すべき事項等について、国による「ガイドライン」を策定予定。

【担当】 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 TEL: 03-6734-3332

②⑦地方大学・地域産業創生交付金事業

地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要であり、昨年成立した「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）」に基づき、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援。

《参考》

- ・地方大学・地域産業創生交付金事業（内閣府地方創生推進事務局）
令和2年度概算要求額：13,000 百万円（内閣府及び文部科学省合計）
- ・申請主体：都道府県又は市町村

⁴ 学力の3要素：① 知識・技能の確実な習得、② ①を基にした思考力・判断力・表現力、③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

(詳細資料 URL)

地方大学・地域産業創生交付金

検索

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/daigaku_kouhukin/

【担当】 内閣府 地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1405

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 TEL: 03-6734-3332

⑳専門職大学等での地域産業を担う人材の育成

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科は、質の高い実践的な職業教育を行う大学として、学校教育法の一部改正等により平成31年4月に創設された。専門職大学等では産業界や地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための仕組みを設けており、成長分野の専門職業人養成や地域産業を担う人材の育成など、我が国の成長戦略や地方創生の推進において積極的な役割を果たす人材養成につながると期待されている。

文部科学省においては、進学を志望する生徒や保護者、並びに大学の設置を検討する方々等に対して、制度趣旨や実施される教育内容についてパンフレットや手引きを作成（以下URLに掲載）。また、設置を検討する学校法人や自治体からの御質問や相談には丁寧に対応していく。

《参考》

(申請主体：都道府県又は市町村・公立大学法人、学校法人等)

(詳細資料 URL)

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm

【担当】 文部科学省 高等教育局 専門教育課 TEL: 03-6734-3128

㉑高等学校における産業教育の振興と地域人材の育成

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉を学ぶ専門学科や総合学科等の高等学校では、それぞれの地域における産業経済や医療・福祉の発展を担う人材育成に大きな役割を果たしている。また、地域社会や産業界と連携・協働して特産品の開発やイベントの企画運営など地方創生に資する取り組みも実施している。

さらに高等学校が市町村、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進するとともに、地方創生推進交付金の活用や、産業振興等の関係部署や地元自治体、関係企業・団体との協働による産業教育施設・設備整備を推進し、地域に根ざした人材の育成強化に取り組むことが重要である。

《参考》

(詳細資料 URL)

産業教育の振興

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/main19_a2.htm

【担当】 文部科学省 初等中等教育局 参事官 産業教育振興室 TEL: 03-6734-2380

(詳細資料 URL)

地域との協働による高等学校教育改革

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm

【担当】 文部科学省 初等中等教育局 参事官 (高等学校担当) TEL: 03-6734-3482

㉒高校中途退学の未然防止と高校中退者等に対する学習支援

高等学校における中途退学を未然に防止し、また、中途退学した者に対するきめ細かい支援を行うことは、生徒等の社会的自立にとって重要。中退の未然防止の観点からの体制

整備を図るとともに、中退後も再就学・高等教育機関への進学や就労ができるよう、在学中からの切れ目ない支援を行う取組を促進する。

《参考》

- ・高等学校中途退学者数・中途退学率（平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）
中途退学者数：46,802 人、中途退学率：1.3%
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用《再掲》 令和 2 年度概算要求額：7,013 百万円
【担当】文部科学省 初等中等教育局児童生徒課 TEL：03-6734-3299
- ・高校等で学び直す者に対する修学支援 令和 2 年度概算要求額：789 百万円
【担当】文部科学省 初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム TEL：03-6734-3578
- ・高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進 令和 2 年度概算要求額：82 百万円
【担当】文部科学省 総合教育政策局生涯学習推進課 TEL：03-6734-3466

③①産学官連携による科学技術イノベーション・システムの構築

「組織」対「組織」の本格的産学官連携を通じたオープンイノベーションの推進により、企業だけでは実現できない飛躍的なイノベーションの創出を実現する。また、民間の事業化ノウハウを活用した大学等発ベンチャー創出の取組等を推進する。

《参考》

- ・ 共創の場形成支援 令和2年度概算要求額：17,220百万円
- ・ 次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT） 令和2年度概算要求額：507百万円
- ・ 大学発新産業創出プログラム（START） 令和2年度概算要求額：3,068百万円

【担当】 文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 TEL：03-6734-4023

③②科学技術を活用した地域の防災力向上の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所（NIED）は、自治体を含む様々な組織・機関が有する各種災害情報を一元化することを可能とする基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）を開発し、平成30年7月豪雨等の災害において、研究開発の一環として現地に入り、SIP4Dを活用した災害情報の一元化を図るなど現地の災害対応に貢献。今後も、自治体や関係省庁による災害対応訓練に協力することにより、自治体におけるSIP4Dに対する認知度の一層の向上、ひいては地域の防災力向上や安心・安全な地域社会の実現につながる。

《参考》

令和2年度概算要求額：国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費交付金89億円の内数

（事業実施主体：国立研究開発法人防災科学技術研究所）

（資料詳細URL） [SIP4D 検索 https://www.jst.go.jp/sip/k08_team4.html](https://www.jst.go.jp/sip/k08_team4.html)

【担当】 文部科学省 研究開発局 地震・防災研究課 TEL：03-6734-4138

③③気候変動適応策の推進

近年、気候変動に起因する猛暑や豪雨・豪雪などの大規模災害が多発しており、これらに対応したまちづくりが重要となっている。こうした中、平成30年12月に気候変動適応法が施行され、地方公共団体においては、気候変動適応に関する施策を推進することが求められている。文部科学省では、気候変動適応戦略イニシアチブにより気候変動の予測情報を創出しており、こうした情報の活用により防災・減災への活用など、地方公共団体における適応策の立案・推進につながる。

《参考》

- ・ 気候変動適応戦略イニシアチブ

（国が委託し、大学・国立研究開発法人等が事業を実施中）

- 地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム（DIAS） 令和2年度概算要求額：9億円
（資料詳細URL） [DIAS 検索 https://diasjp.net](https://diasjp.net)
- 統合的気候モデル高度化研究プログラム（TOUGOU） 令和2年度概算要求額：8億円
（資料詳細URL） [TOUGOU 検索 http://www.jamstec.go.jp/tougou/](http://www.jamstec.go.jp/tougou/)

【担当】 文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課 TEL：03-6734-4143

③④未来を創る次世代科学技術イノベーション人材の重点的育成

我が国が科学技術イノベーション力を持続的に向上していくためには、初等中等教育及び大学教育を通じて、次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成を図り、その能力・才能の伸長を促すとともに、理数好きの児童生徒の拡大を図ることが重要。このため、ジュニアドクター育成塾やグローバルサイエンスキャンパス、スーパーサイエンスハイスクール支援事業など創造性を育む教育や理数学習の機会の提供等を通じて、優れた素質を持つ児童生徒及び学生の才能を伸ばす取組を推進する。

《参考》

- ・ジュニアドクター育成塾 令和2年度概算要求額：300百万円
- ・グローバルサイエンスキャンパス 令和2年度概算要求額：504百万円
- ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業 令和2年度概算要求額：2,415百万円

【担当】文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 TEL：03-6734-4191

③⑤ホストタウン

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げているところ。令和元年8月末現在、442の地方公共団体がホストタウンとして活動しており、相手国・地域のアスリートとの交流だけでなく、子どもたちが主体となって相手の文化や伝統を地元発信するとともに食、文化、音楽などの地元の魅力を国内外に発信していくことにより、国際感覚の習得や地域の活性化につながる。

《参考》

・ホストタウン

(申請主体、事業実施主体：市区町村又は都道府県)

(詳細資料 URL)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/index.html

【担当】内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局 TEL: 03-3581-0163

③⑥オリンピック・パラリンピック教育

スポーツ庁においては、全国各地の学校などでオリンピック・パラリンピックの競技体験や、オリンピック・パラリンピアンによる講演会などを実施するオリンピック・パラリンピック教育の全国展開事業を進めている。令和元年度は45の地域(34道府県・11政令市)で実施を予定している。

《参考》

・オリンピック・パラリンピック教育(オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業)

(申請主体、事業実施主体：道府県及び政令市又は道府県及び政令市教育委員会)

(詳細資料 URL)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop08/list/detail/1407880.htm

【担当】スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課 TEL: 03-6734-3953

③⑦スポーツ資源を核とした地方創生

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、スポーツ資源(スタジアム・アリーナ等のスポーツ施設、チーム、アスリート、大学等の専門的知見など)の活用やスポーツツーリズムの推進により、地域社会の活性化に大きく寄与する可能性を秘めている。また、スポーツ・身体活動による健康増進の推進に医療費抑制効果が見られた事例もみられ、全国的な展開が期待される。

《参考》

(スポーツ資源を活用した地域経済の活性化関係)

スタジアム・アリーナに関する目標値：20拠点を整備(2025年度)

スポーツ市場規模に関する目標値：5.5兆円(2012年度)→15兆円(2025年度)

スポーツ産業の成長促進事業 令和2年度概算要求額：371,351千円 委託

(申請主体、事業実施主体：地方自治体、民間団体)

(資料詳細 URL)

スタジアム・アリーナ改革

検索

◆スタジアム・アリーナ改革ガイドブック (第2版)

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm

◆スタジアム・アリーナ改革の推進に関する相談窓口

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1406525.htm

(スポーツツーリズムの推進関係)

スポーツ目的の訪日外国人数に関する目標値：

138 万人 (2015 年度) →195 万人 (2018 年度) →250 万人 (2021 年度)

スポーツツーリズム関連消費額に関する目標値：

2,204 億円 (2015 年度) →2,892 億円 (2018 年度) →3,800 億円 (2021 年度)

地域スポーツコミッション設置数に関する目標値：

56 団体 (2016 年度) →99 団体 (2018 年度) →170 団体 (2021 年度)

「スポーツ資源」を活用したインバウンド拡大の環境整備 令和2年度概算要求額：470 百万円
(申請主体、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等)

スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業 令和2年度概算要求額：175 百万円

(申請主体：都道府県又は市町村、事業実施主体：自治体や企業、観光協会、スポーツ団体等で構成されるスポーツコミッション)

(資料詳細 URL)

スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

検索

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/1414049.htm

スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業 令和2年度概算要求額：26 百万円 委託

(申請主体、事業実施主体：民間団体等)

(スポーツを通じた健康増進の推進関係)

成人のスポーツ実施率 (週1回以上) に関する目標値：

42.5% (2016 年度) →65% (2021 年度)

運動・スポーツ習慣化促進事業 令和2年度概算要求額：180,000 千円

(申請主体、事業実施主体：都道府県又は市町村)

Sport in Life 推進プロジェクト 令和2年度概算要求額：450,689 千円

(申請主体、事業実施主体：民間団体等)

障害者スポーツ推進プロジェクト 令和2年度概算要求額：130 百万円

申請主体、事業実施主体：都道府県又は市町村、法人格を有する団体)

【担当】

スポーツ産業の成長促進事業

スポーツ庁 参事官 (民間スポーツ担当) TEL: 03-6734-3943

「スポーツ資源」を活用したインバウンド拡大の環境整備

スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

スポーツ庁 参事官 (地域振興担当) TEL: 03-6734-3932

運動・スポーツ習慣化促進事業

Sport in Life 推進プロジェクト

障害者スポーツ推進プロジェクト

スポーツ庁 健康スポーツ課 TEL: 03-6734-2688

③⑧文化財を活かしたまちづくり

地域の貴重な宝である文化財の総合的で着実な保存・活用を図るため、改正文化財保護法は、各自治体が文化財の保存・活用に関する大綱・計画を策定できることとした。この際、文化財保護部局とまちづくりや観光の担当部局等とが連携することで、観光振興・地域活性化への効果も期待される。また、地方創生推進交付金を活用することも可能。

なお、着実な文化財の保存・活用に当たって、景観などのまちづくりや観光等との一体性を確保する必要性から、文化財に関する事務を首長部局で所管することが効果的な場合には、地方文化財保護審議会の設置等を条件に、首長部局でも所管できる。

《参考》

- ・文化財保存活用地域計画等の策定や策定された計画に基づき実施される事業に対する支援

令和2年度概算要求額：409百万円

(申請主体・事業実施主体：都道府県又は市町村)

(詳細資料 URL)

[文化財保護法改正](#)

[検索](#)

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>

【担当】文化庁 文化資源活用課 TEL：03-6734-2864

③⑨日本博をはじめとする文化プログラム

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は文化の祭典でもあり、文化庁においては、2020年に向けて、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開する等の取組を行っているところ。特に「日本博」は、多様な「日本の美」を体現する企画を年間を通じて全国で展開するという大型プロジェクトであり、政府が事業主体となる「主催・共催型」、一部助成を行う「公募助成型」、ロゴマークを活用する「参画型」といったカテゴリを想定しているが、地方公共団体、文化芸術団体、企業等がこれらの事業を積極的に活用することにより、我が国の文化芸術の魅力の世界への発信や文化芸術による地域活性化の力強い推進が期待される。

《参考》

- ・日本博をはじめとする文化プログラム

(申請主体、事業実施主体：地方公共団体、文化芸術団体、企業等)

(詳細資料 URL) [Culture NIPPON](#) [検索](#) : <https://culture-nippon.go.jp/ja>

[日本博公式サイト](#) [検索](#) : <https://www.ntj.jac.go.jp/nihonhaku/>

【担当】文化庁 参事官(芸術文化担当) 付 新文化芸術創造活動推進室 TEL：03-6734-4467

④⑩文化資源を中核とする観光拠点づくりや文化芸術活動の拠点づくり

各自治体の文化資源については、例えば日本遺産の認定や多言語による解説の整備などを通じて、外国人観光客の地方誘致や観光インバウンドの拡充、地域活性化への効果が期待される。

また、博物館や劇場・音楽堂などの文化施設は、地域の文化芸術活動の拠点となるものであり、まちづくりの観点からも活かすことができる。

《参考》

(日本遺産について)

- ・認定ストーリー 83/100 件 (83%) ※令和元年 8 月時点
※目標：2020 年度までに 100 件程度認定
- ・認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組等を支援
令和 2 年度概算要求額 672 百万円
(申請主体・事業実施主体：日本遺産の構成文化財の所在する都道府県又は市町村等によって構成される協議会等)

(資料詳細 URL)

[日本遺産について](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/) [検索](#) http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/
[日本遺産ポータルサイト](https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/) [検索](#) <https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/>

【担当】文化庁 文化資源活用課 TEL：03-6734-2864

(多言語解説の整備について)

- ・国指定等文化財に関する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説の媒体整備にかかる経費の一部を支援
文化財多言語解説整備事業 令和元年度予算額 1,000 百万円
※令和 2 年度については調整中
(申請主体・事業実施主体：文化財所有者・都道府県又は市町村・民間事業者等)

(資料詳細 URL) [文化財多言語解説](https://www.bunka-tagengo.jp/) [検索](#) <https://www.bunka-tagengo.jp/>

【担当】文化庁 文化資源活用課 TEL：03-6734-2864

(文化施設について)

- ・博物館を中核とした地域の文化施設や観光施設等の連携による文化クラスター（文化集積地区）創出を支援
博物館クラスター推進事業 令和 2 年度概算要求額 1,490 百万円
(申請・実施主体：博物館を中心とした実行委員会等)

(資料詳細 URL) [博物館クラスター形成](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shien/cluster_keisei/) [検索](#)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shien/cluster_keisei/

- ・文化芸術の拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽・舞踊・演劇等の実演芸術の創造発信や専門人材の養成等を支援
劇場・音楽堂等機能強化推進事業 令和 2 年度概算要求額 2,601 百万円
(申請・実施主体：国内の劇場・音楽堂等)

(資料詳細 URL) [劇場・音楽堂等機能強化](https://www.gekiyo-ongakudo.ntj.jac.go.jp/) [検索](#)
<https://www.gekiyo-ongakudo.ntj.jac.go.jp/>

【担当】文化庁 企画調整課 TEL：03-6734-3143

(文化資源を活用した観光インバウンドの拡大)

- ・魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開や、文化資源の活用による観光インバウンドのための拠点形成など、文化資源の”磨き上げ”による好循環の創出
 - － 魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開 令和 2 年度概算要求額 1,403 百万円
 - － 文化資源を活用した観光インバウンドのための環境整備 【国際観光旅客税財源事業】

【担当】文化庁 政策課 TEL：03-6734-2806